

【地震・津波対策編】

第Ⅴ編 地震・津波災害予防計画

第V編 地震・津波災害予防計画

第1章 基本方針

第1節 重点的に取り組むべき対策

重点的に取り組むべき対策

□総務課防災危機管理室

【基本方針】

東日本大震災は2万人弱の死者・行方不明者をだす未曾有の大災害となった。その被災範囲は東日本地域の太平洋沿岸の広範囲に及び、いまだ避難生活を余儀なくされている方が多数いる。この東日本大震災では我々が経験したことがないM9の巨大地震と数十mに達する大津波により、人的被害はもちろんのこと日常生活を支える社会インフラも広域的かつ激甚な被害をこうむり、その復旧・復興はいまだ途についたところである。

本市では東日本大震災をはじめとした災害教訓を活かしつつ、「災害に強いまちづくり」を目指し、人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。

このようなハード対策に併せて、住民との迅速な防災情報の共有化や自主防災活動の促進など、効果的なソフト対策を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図る。とりわけ、本市の特性を考慮したより実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安全で安心して暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

本市で想定する地震については、その地震動や被害の態様の違い等を考慮し、

1)小倉東断層（北東下部）の内陸型地震：（最大震度6弱、地震加速度400～600gal）

2)南海トラフの巨大地震（海洋プレート型）：（最大震度5強、最大津波高4m）

とする。ただし、国の中央防災会議が公開した被害想定結果では後者の想定地震では本市における地震動そのものによる被害は比較的軽微なものであり、津波による浸水被害が沿岸部を中心に40ha程度となっていることから、本計画では内陸直下型地震による被害の防止や軽減を主に図りつつ、海洋プレート型地震に伴う最大クラスの津波に対する備えを平行して進めていくことを基本方針とする。

【計画目標】

1. 地域の防災力を向上させるための市民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、住民、地域コミュニティ及び企業等が平常時から地

震・津波に対する防災意識を持ち、地震・津波災害に対する「備え」を実践する必要がある。

- 1) 住民の防災意識の高揚や地震・津波災害に関する知識の向上
- 2) 地域とりわけ自治会や自主防災組織をはじめとする共助防災組織の強化
- 3) 地域企業の防災力向上のための産・官・学が一体となった防災体制づくり
- 4) 避難行動要支援者対策の充実など、共助による災害に強い地域コミュニティの形成
- 5) 地震・津波に関する警戒避難体制の確立による「早期避難行動」による災害回避

2. 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

大規模な地震・津波発生時においては、災害時優先電話の輻輳や途絶なども考えられることから、適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との間の通信や、市や国・県等による被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないように、多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実強化を図る必要がある。また、行政の厳しい財政事情や少子高齢化による活動能力の高い若手減少社会の環境などにも配慮して、災害情報を迅速に収集し正確に把握したうえで限られた防災資源を「集中と選択」により投入し、より効率的な防災対策を進めていく必要がある。

3. 建築物等の耐震化の推進

内陸型地震発生時に死傷者が発生する主な要因としては、激しい地震動（大きな縦揺れ）に伴った住宅の倒壊（圧壊）や火災に伴うものが圧倒的に多い。他方、東日本大震災では海洋プレート型の大きな横揺れ地震であったため、地震動による住宅の倒壊こそ少なかったが、元来地震に強いとされていた中高層ビルの長周期震動による基礎部損傷や地盤の液状化に伴った住宅基礎部での損傷があらたな被災形態として注目を集めた。また、大津波による被害は多くの家屋流出や人的被害をもたらしている。

これらから、本市で地震や津波に強いまちづくりを推進していくためには、住宅等の建築物の耐震化や津波に強い建築物の堅牢化に向けた対応等に取り組む必要がある。また、「公助」の役割を担う公共施設が被災しては、災害時の対応に支障をきたすことになるため、併せて公共施設の耐震化にも取り組むことが必要である。

さらに、電気、水道、ガスなどのライフラインの被災により、住民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設についても耐震化や堅牢化に取り組む必要がある。

- 1) 住宅、公共施設等の耐震化の推進
- 2) ライフライン施設の耐震化の推進

4. 高齢者などの避難行動要支援者に対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者などの避難行動要支援者が犠牲となるケースが多い。また、東日本大震災では公共交通網の交通機能が低下したため、都心を中心に大量の勤務者や観光者等の帰宅困難者が発生して社会的問題になった。このため、避難行動要支援者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導・一時収容体制の強化など、防災体制を確立させる必要がある。

- 1) 子どもや高齢者などの避難行動要支援者対策の充実

- 2) 平常時は地域に居住しない一時滞在者（外来者）に対する避難対策の充実
- 3) 沿岸部における津波に対する早期避難体制の確立
- 4) 帰宅困難者の一時的な収容体制の整備

5. 海溝型巨大地震に対する海岸地域における防災体制の確立

国の中央防災会議が公表した南海トラフの巨大地震の被害想定では、市域では震度5強の強い地震動が想定されている。また、津波被害については最大津波高がT.P.基準で4m程度とされており、これによる津波浸水は想定浸水深1m未満の区域を中心として計40ha程度の範囲に被害が想定されている。

国の津波災害対策の基本的な方針は、

- 1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

と2つのタイプを今後起こりうる災害態様として想定しており、まずは「住民が津波から安全に逃げ、人命を守ることを強く求めている。

市は現在想定されている規模を超える海溝型の地震に伴った津波による被害抑制のため、その防災体制について次のような方針を立て、その確立に努めるものとする。

- 1) 津波を伴う海溝型の地震に関する防災知識の住民への普及・啓発
- 2) 最大クラスの津波から人的被害をなくすための早期避難行動の徹底
(緊急避難施設や高台への早期避難、避難施設の耐浪化や防災拠点化)
- 3) 自助、共助、公助が市で一体となった津波災害回避に向けた防災対応
- 4) 避難行動要支援者に対する早期の避難誘導対応と避難後のケアの徹底
- 5) 本市の地域特性に応じた津波警報等の内容に応じた適切な避難勧告または避難指示の発令基準に関する検討
- 6) 津波警報等の津波に対する警戒避難体制や早期の情報伝達体制の確立
- 7) 津波避難訓練や津波防災教育による平常時からの津波災害減災に向けた対応

第2節 地震・津波災害予防計画における基本方針



【基本方針】

市は、一般災害対策：第Ⅱ編各章に定めるもののほか、特に本章に定める事項に留意して地震・津波災害予防のための事業を推進する。

地震・津波対策の効果を発揮するためには、長期的な防災対策の目標(防災ビジョン)に基づき、地震・津波に強い市にするための事業を推進していく必要がある。具体的には、地域の防災構造化、建築物や各種ライフライン施設の耐震化・安全化を進めるとともに、機関毎に地震・津波発生時の初動体制を整備し、被災施設等の早期復旧や被害の拡大防止を実施できるようにしておくことが重要である。

なお、県の地震防災アセスメント結果による本市で想定されている被害状況は以下のとおりであるが、想定震度は小倉東断層・基盤地震動一定ともに「震度6弱」となっている。

《福岡県地震防災アセスメントによる行橋市の想定被害総括表》

想定被害		想定震源			
		小倉東断層北東下部		基盤地震動一定	
		被害数	被害率	被害数	被害率
崩壊危険度の高い斜面数(被災棟数)		1 ヶ所	— %	2 ヶ所	— %
建物被害(木造)	全壊	211 棟	0.70 %	504 棟	1.80 %
	半壊	460 棟	1.60 %	848 棟	3.00 %
建物被害(非木造)	大破	13 棟	0.20 %	31 棟	0.40 %
	中破	32 棟	0.40 %	54 棟	0.70 %
建物火災	炎上出火件数	1 ヶ所	— %	2 ヶ所	— %
	消火件数	1 ヶ所	— %	1 ヶ所	— %
	焼失棟数	0 棟	— %	1 棟	— %
人的被害	死者	14 人	— %	31 人	— %
	負傷者	514 人	— %	867 人	— %
	要救出者	75 人	— %	178 人	— %
	要後方医療搬送者	51 人	— %	87 人	— %
	避難者	439 人	— %	1,050 人	— %
	食糧供給対象人口	29,888 人	— %	35,988 人	— %
	給水対象世帯	12,142 世帯	— %	14,620 世帯	— %
	生活物資供給対象人口	439 人	— %	1,050 人	— %
ライフライン	上水道	98 ヶ所	0.27 ヶ所/km	118 ヶ所	0.33 ヶ所/km
	下水道	0 ヶ所	0.00 ヶ所/km	0 ヶ所	0.00 ヶ所/km
	電力(電柱)	2 本	0.02 %	3 本	0.03 %
	電話(電話柱)	2 本	0.03 %	2 本	0.03 %

【計画目標】

1. 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、地震動だけでなく、津波や様々な要因による人命損失危険の発生が予想される。このような人命損失を除去・軽減するには日頃からの早期避難等の予防対策が重要であるが、特に地震動に伴う老朽家屋被害や津波浸水などによる人的被害防止対策の強化を図る。

2. 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

《地震による人命危険及び重度の生活障害の例》	
危険等	内容
人命危険	a. 倒壊家屋の下敷き・生き埋めによる人命危険 b. 転倒・落下家具による人命危険 c. ブロック塀等の倒壊による人命危険 d. 地震時火災による焼死危険 e. 地震時土砂災害による(生き埋め)人命危険 f. 高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険 g. 重症患者・重い持病のある人のライフラインの損壊や適切な診療機会の喪失に伴う人命危険
重度の生活障害 (生活の長期制約)	a. 重傷に伴う生活障害 b. 長期の避難所生活 c. 長期の応急仮設住宅生活 d. 長期にわたる生活再建の困難 e. ライフライン(水・電力・ガス・道路)の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通(通勤・通学・営業等)の長期制約 f. その他の生活上の重度な制約(例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度な制約)

3. 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県や本市が実施した防災アセスメント等の結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

- 1) 県や本市が実施した防災アセスメントや国の中央防災会議による様々な地震被害想定結果並びに活断層調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。
- 2) 災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導する。また、将来の都市計画等においても、地震や津波に強い都市構造の形成に努めるものとする。
- 3) 海洋型地震に伴う津波浸水災害を抑制するため、市は沿岸低地部や津波浸水が予想される地区に対し、新規土地開発や土地の利用に際しては、その危険性の周知・徹底を図りつつ、家屋や建築物の高層化や耐浪化さらに基礎の嵩上げ等の対策を助言して

いくとともに、津波来襲時の緊急避難施設の追加指定などについて、地域や事業所と連携して取り組んでいく。

4. 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災においては、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災初動活動に大きな支障をきたしたこと、さらに東日本大震災では防災上重要な施設が津波や津波浸水によりその機能を長期にわたって停止し、応急対策機能が著しく低下したことなどが災害教訓として得られている。これらを考慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、防災アセスメント結果等を参考に、市の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮し防災対策を推進する。

5. 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関の「公助」だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等による「自助」並びに「共助」と連携した総合的な防災力の向上を推進する。

6. 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。特に、南海トラフによる巨大地震等に伴う津波被害に対しては、地震発生直後における津波情報（予警報・到達予測内容等）の迅速な伝達等、情報連絡体制を強化するなどして、市沿岸域での被害を抑制するとともに平常時から国・県や空港・港湾施設管理者さらに沿岸部の隣接市町担当部署等と密接な連携体制を構築することで一層迅速な避難行動や応急対策が行えるよう努める。

なお、最新の県地震に関する防災アセスメント調査によると、先の「想定被害総括表」に示したように小倉東断層（北東下部）による内陸型地震を想定した場合において、想定震度が「6 弱」と最も大きく、本市では人的被害が死者 14 人、家屋被害は全半壊合わせて 670 棟以上となる想定結果となっている。ただし、本報告では市町村単位で被害予測を行っているため、市内のどの校区または地区で被害が出やすいか等については未検討であり、市の防災アセスメント結果を踏まえつつ考えると、泉・今川地区の境界付近、椿市地区の北東付近において生じる被害が比較的大きいものと考えられる。

第2章 防災基盤の強化

第1節 都市構造の防災化

第1項	建築物不燃化の推進	□都市政策課
第2項	防災空間の確保並びに整備、拡大	□都市政策課
第3項	中心市街地の再生・土地区画整理事業の推進	□都市政策課

【基本方針】

市は、避難所や避難路、延焼遮断帯等となる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設や防災安全街区の整備、また防災拠点となる建築物や公共施設の耐震・不燃化の推進、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、中心市街地の再生等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

また、市及び施設管理者は、中高層ビル及び駅等不特定多数の者が利用する都市施設の地震発生時における重要性を鑑み、これら施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を推進する。

第1項 建築物不燃化の推進

【計画目標】

地震・津波災害に対する予防対策は、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第6節「都市防災化計画」に準ずる。

第2項 防災空間の確保並びに整備、拡大

【計画目標】

地震・津波災害に対する予防対策は、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第6節「都市防災化計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ万全を期する。

1. 計画方針

都市公園の整備を計画的に進め、避難場所としての確保、地震・津波に伴った同時火

災による住宅地等の延焼防止及び拠点となる防災公共空間としての利用、並びに救護活動拠点としての活用等を図っていくことを目的として整備を推進する。

2. 都市公園の整備

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・災害廃棄物の仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備について、社会資本整備重点計画に基づき推進する。

第3項 中心市街地の再生・土地区画整理事業の推進

【計画目標】

地震・津波災害に対する予防対策は、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第6節「都市防災化計画」に準ずる。特に地震・津波対策として次の事項に関する措置を講ずることで万全を期する。

1. 災害に強いライフライン共同収容施設の整備

市は、次の目的を持って都市施設整備を推進していく。

- 1) 地震災害に比較的強いとされる国土交通省が敷設する情報 BOX 等を活用するほか、道路構造の弱体化や交通障害・道路陥没などの事故を防止するとともに、電柱・架線等の倒壊や断線など応急対策活動に支障をおよぼす物件を排除するため、ライフラインの地中共同収容施設などの整備による防災都市づくりを推進する。

2. 避難地（避難場所）等の整備

市は震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難場所や避難路を次のような事項について留意しつつ選定・整備を推進し、住民への周知に努めていくものとする。

（1）広域避難場所等の選定

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、以下の選定基準を参考に、非焼失地域内における広域避難場所の選定を検討する。

1) 要避難地域

- ア. 木造建物の建ぺい率が概ね 10%を超える街区が連続した市街地であり、その面積が広域に及び、火災時に住民が組織的・計画的に避難する必要がある地域。
- イ. 浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域。

2) 非焼失地域

要避難地域以外の地域。

3) 広域避難場所

- ア. 火災延焼によって生じる輻射熱や熱気流等に対して避難者の安全が確保できる場所であること。特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮し算出した安全面積が概ね 10ha 以上であること。ただし、10ha 未満のものであっても周辺地域に耐火構造物が存在しており、火災に対し有効な遮蔽ができる場合には選定できる。

- イ. 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大の要因となるものが存在しないこと。
- ウ. 河川はん濫や内水はん濫等、冠水・浸水等の危険のないこと。
- エ. 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- オ. 一定期間の避難者の応急救護活動が実施できること。
- 4) 火災に対する広域避難場所等に避難する住民の居住地域の範囲
 - ア. 広域避難場所等の収容可能人口については、避難者1人あたりの必要面積を概ね1㎡以上として算定すること。
 - イ. 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、これらの区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。
 - ウ. 広域避難場所等の収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難場所等に避難することができない場合では、歩行距離増分が極端に増加しないよう留意し、各避難圏域から広域避難場所等までの歩行負担がなるべく均等になるよう配置すること。
 - エ. 火災に対する避難圏域は夜間人口により定めるものとするが、昼間人口が増加する地域では避難場所等の収容可能人口に余裕を持たせること。

(2) 避難路の選定

以下の選定基準を参考に、広域避難場所等へ避難するための避難路選定を検討する。

- 1) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- 2) 落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと。
- 3) 広域避難場所等の周辺では、できるだけ進入路を多くとること。
- 4) 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- 5) 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと。
- 6) 防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- 7) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- 8) 通行障害発生時の代替道路の事も考慮すること。

(3) 広域避難場所等の整備

1) 避難地（避難場所）の標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所の標識を設置するとともに、遠方からも確認できるよう市街地の状況に応じて必要な広域避難場所についてのランド・マークの設置を検討する。

2) 給水施設

広域避難場所における給水活動を円滑に行うため、次の措置を検討する。

- ア. 広域避難場所内または周辺浄水場、配水場の貯留水を利用するための必要な資機材（ポンプ等）を整備する。
- イ. 広域避難場所内または周辺の公共施設、私有ビル受水槽の活用等について施設の管理者等と調整または協議を推進する。
- ウ. 必要に応じ大型貯水槽を設置するため、設置スペース等を確保しておく。

3) 救護所等

広域避難場所における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難場所

内部に対する整地または公共用地としての追加取得に努めつつ、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設の整備に努める。

4) 進入口

進入口が不足し、避難者が滞留するおそれのある広域避難場所については進入口の拡幅、増設について検討する。

(4) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により広域避難場所等の安全確保に努める。

1) 火災に対する安全性の強化

ア. 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るため有効な耐火建築物の整備を促進する。

イ. 貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のため、必要な施設を整備する。

2) 主要道路における資機材等の整備

主要な道路については地震発生後に一般車両の一時通行禁止措置を行う場合に必要資機材等を整備するよう努める。

3) 危険物施設等に係る防災措置

ア. 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

イ. 上水道施設

上水施設等の事故を未然に防止するため、主要道路面の漏水に伴う陥没や異常な路面湧水等がないか巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を計画的に実施する。

ウ. 電力施設

避難路の安全を確保するため次の措置を講ずる。

a. 設備強化

i. 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。

ii. 電線の混触による短絡断線防止策として絶縁電線を使用する。

iii. 柱上変圧器の落下防止策として強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。

b. 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備への巡回点検を強化する。

4) その他の占用物件

避難路に係るその他占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案し、必要に応じて物件除去などの措置を講ずる。

(5) 津波避難場所等の選定

市は、想定を超える津波による被害を常に念頭に置き、市の沿岸部などを対象として、周辺地域より高台となっている公園や中高層ビルなどを緊急津波避難場所として選定していくよう努める。また、あわせてこれらの避難場所と市本庁舎との連絡設備を整備するよう努めるほか、中高層ビルの施設管理者と災害時の応援協定を締結していくよう努める。

第2節 施設・構造物等の安全化

第1項	建築物等の耐震性の確保	<input type="checkbox"/> 建築政策課	<input type="checkbox"/> 各施設所管課
第2項	土砂災害防止施設等の整備	<input type="checkbox"/> 土木課	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第3項	河川・海岸施設等の安全対策	<input type="checkbox"/> 土木課	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第4項	交通施設の安全対策	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 農林水産課 <input type="checkbox"/> 日本貨物鉄道(株)	<input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道(株) <input type="checkbox"/> 平成筑豊鉄道(株)
第5項	ライフライン施設の安全対策	<input type="checkbox"/> 上水道課 <input type="checkbox"/> 農林水産課 <input type="checkbox"/> 九州電力(株)	<input type="checkbox"/> 下水道課 <input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)
第6項	中高層建築物の安全化対策	<input type="checkbox"/> 建築政策課 <input type="checkbox"/> 警察	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> ガス事業者
第7項	文化財災害予防対策	<input type="checkbox"/> 文化課	<input type="checkbox"/> 消防本部

【基本方針】

地震・津波に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下によるものとする。

- 1) 諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動及び直下型地震または海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とするものとする。
- 2) 諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。
- 3) 諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また避難行動要支援者の安全確保に必要な建築物等については、その重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
- 4) 耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれるものとする。
なお、特に旧基準で建築された既存建築物等の耐震性の向上を図り、耐震診断・改修

の促進を図るための施策や、建築物の所有者等への啓発等を行うものとする。

第1項 建築物等の耐震性の確保

【計画目標】

地震・津波災害に対する予防対策は、本項で定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第7節「建築物及び文化財等災害予防計画」に準ずる。

1. 公共建築物の耐震性の確保

(1) 市有施設の耐震性確保に関する方針

1) 新築建築物

新たに建設される市有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や、用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図るものとする。

2) 新耐震基準以前に建築された建築物

以下の施設について、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進するものとする。特にア～ウの施設については、地震動時や津波来襲時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震・耐浪安全性の向上に努めるものとする。

ア. 災害応急対策活動に必要な施設

イ. 避難所として位置づけられた施設

ウ. 多数の市民が利用する施設

エ. その他の施設

3) 新耐震基準以降に建築された既存建築物

以下の施設について、地震動時や津波来襲時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

ア. 災害応急対策活動に必要な施設

イ. 避難所として位置づけられた施設

ウ. 多数の市民が利用する施設

(2) 既存市有施設等の耐震性確保に関する取り組み

1) 市有施設

ア. 市有建築物耐震対策計画(整備目標、整備プログラム等)の推進

イ. 同計画に基づく耐震診断・耐震改修の実施

2) 教育施設等

ア. 学校建築については、仮設等の付属施設を除き原則として耐震耐火構造とする。

イ. 老朽施設については、更新、補強を図る。

ウ. 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

3) 市営住宅

市営住宅については、防災及び生活環境の改善等の観点から、順次耐震診断を行い必要に応じて改修に努める。

4) 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築または補強を図る。

2. 一般建築物の耐震性の確保

(1) 方針

民間建築物の耐震化は、原則所有者または使用者の責務として行うものとする。なお、保安上危険、または衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導を行う。また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

(2) 既存建築物の耐震化対策

市は、県と協力しながら、民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備等を図る。

- 1) 耐震工法や補強方法等の技術知識をパンフレット等により、広く住民に普及・啓発する。
- 2) 耐震改修相談窓口の開設等、耐震建築に関する情報提供を行う。
- 3) 建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

3. その他の安全対策

(1) エレベーター閉じ込め防止対策

市及び県は、既設エレベーターの安全性を建築物所有者等に周知し、「P波感知型地震時管制運転装置」の設置等を推進する。また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

(2) 窓ガラス等の落下防止対策

市及び県は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発や指導等を行う。特に、建築物の窓ガラスの耐震設計については、国の告示(昭和53年10月の建設省告示第1622号)以前に建てられた建築物の調査を行い、所有者に必要な改善指導等を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

市及び県は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等との連携によるブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及・啓発やブロック塀等の巡回指導等を行う。

(4) 工事中の建築物に対する指導

市及び県は、落下物に対する防護、土留め工事における崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

(5) 建物内の安全対策

1) 学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒・落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、

教職員の安全と避難通路が確保できるよう十分配慮する。

2) 社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒・落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるよう十分配慮する。

3) 庁舎

施設管理者は、備品等の転倒・落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷防止等を図る。

4) 民間建築物

建築物の所有者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止やガラスの飛散防止等を行う。特に、中高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。また、市は、住民や企業に対しこれらに関する広報や指導等を行う。

(6) 公共施設及び危険物施設の点検整備等

施設管理者は、道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行うものとする。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進するものとする。

(7) その他の対策

市は、自動販売機の転倒や煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

第2項 土砂災害防止施設等の整備

【計画目標】

1968年十勝沖地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、1978年宮城県沖地震、1984年長野県西部地震、1995年阪神・淡路大震災等の地震では、地震に伴う山崩れ、がけ崩れ、宅地造成地の地すべり性の崩壊などの土砂災害により、大きな人的・物的被害を出している。

そのため、市、県及び関係機関は、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う。また、県が作成し公表している土砂災害危険箇所マップ等を土砂災害防止計画の参考として用いる。

1. 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊対策については、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第3節「土砂災害防止計画」に準ずる。

2. 地すべり対策

地すべり対策については、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第3節「土砂災害防止計画」に準ずる。

3. 土石流対策

土石流対策については、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第3節「土砂災害防止計画」に準ずる。

4. 山地災害対策

山地災害対策については、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第3節「土砂災害防止計画」に準ずる。

第3項 河川・海岸施設等の安全対策

【計画目標】

1. 河川施設の耐震対策

地震の発生に際して津波等による河川水位の上昇等が予想されるため、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第2節「治水・治山計画」に準ずる対策を行うとともに、堤防、ダム、水門及び排水機場等の河川関連施設については、重要度・緊急度の高いものから耐震化・耐浪化工事の実施を県等の関係機関に要請するものとする。

2. 海岸保全施設の耐震対策

海岸保全施設の耐震点検及びそれに基づく耐震対策を施設を所管する機関に要請するとともに、背後地の高さや利用状況を勘案し、地震・津波による浸水被害の発生する可能性が高い区間を抽出し、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第4節「高潮等対策計画」に準じた対策を行うものとする。

第4項 交通施設の安全対策

【計画目標】

交通施設等の地震災害に対する予防対策については本項で定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第11節「交通施設災害予防計画」に準ずる。

道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

1. 道路施設

(1) 道路の整備

地震・津波後における道路機能の確保のため、所管道路について法面等危険箇所調査

を実施し、その結果に基づき補修等対策工事の必要な箇所の整備を推進する。

1) 道路法面、盛土欠落危険箇所調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土欠落危険箇所調査」を実施する。

2) 道路の防災補修工事

1)の調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

地震・津波後における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について耐震点検調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、必要に応じて橋梁の補修、耐震補強や架け替えを行う。

(3) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、沿道倒壊物や落下物等を排除し、地震・津波災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、市はレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備や拡充について、あらかじめ関係機関、建設業者・団体との間で応援協定等を締結するなどして道路啓開用の資機材を準備しておくものとする。

2. 鉄道施設

(1) 九州旅客鉄道(株)

建造物の設計は、建造物設計標準(JR九州)により耐震性を確保する。

(2) 日本貨物鉄道(株)九州支社

土木構造物の設計は、鉄道構造物等設計標準(耐震設計)により耐震性を確保する。

(3) 平成筑豊鉄道(株)

構造物の設計は、土木、建築、鋼橋設計資料等により耐震性を確保する。

第5項 ライフライン施設の安全対策

【計画目標】

1. 上水道施設の安全対策

(1) 方針

市は、地震・津波災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、以下の予防対策及び一般災害対策：第Ⅱ編第1章第10節「上水道・下水道施設災害予防計画」に準じて、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

(2) 対策

水道施設の整備については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」(日本水道協会刊)等により、施設の耐震化を推進する。

また、施設の耐震性及び供給体制等について、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保等を含め必

要な施設の整備増強を図る。

2. 下水道施設の安全対策

(1) 計画方針

急激に進む市街化に対応し、津波浸水等の被害を防止するため、雨水、汚水の迅速な排除が行えるよう、また、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、市は、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第10節「上水道・下水道施設災害予防計画」に準じた対策を行うとともに、下水道施設の設計及び施工にあたっては耐震対策等を講ずる。

(2) 対策

1) 耐震性の強化

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、老朽管等については、必要に応じて補強、敷設替、改築工事を推進する。また、新設の下水道施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震性の強化を図る。

2) 動力源の確保

地震時においては、停電等による二次的災害を考慮して、最小限の排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

3. 国内通信施設の安全対策（西日本電信電話（株））

国内通信施設の安全対策については、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第9節「一般通信施設・電気施設災害予防計画」に準ずる。

4. 電気施設の安全対策（九州電力（株））

電気施設の安全対策については、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第9節「一般通信施設・電気施設災害予防計画」に準ずる。

第6項 中高層建築物の安全化対策

【計画目標】

中高層建築物の安全化対策については、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第8節「中高層建築物災害予防計画」に準ずる。

なお、特に地震・津波対策として市沿岸部に位置する中高層建築物については、緊急時の津波避難施設として有望な緊急避難施設となり得る事から、市はその主旨を施主に伝え、建築物の耐震・耐浪化対策の推進や緊急避難施設としての使用協力を要請するなどの協定の締結に向けた調整に努める。また、市は緊急避難施設などの管理者と津波発生時の屋上の鍵の解錠など、必要な事項について協議するよう努める。

第7項 文化財災害予防対策

【計画目標】

文化財の予防対策については、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第7節「建築物及び文化財等災害予防計画」に準ずる。

第3章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策

市民が行う防災対策

□総務課防災危機管理室

【基本方針】

防災対策においては、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という「自助」の防災の基本精神に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加して「共助」の一員をなす等平常時から災害に対する備えを進めることが肝要である。したがって、市は市民に対する防災意識の高揚を図る。

【計画目標】

地震災害に対する市民が行う予防対策は、本節で定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第2章第1節「市民が行う防災対策」に準ずる。特に市は次の事項に関する措置を講ずるなどして万全を期する。

1. 住宅等の安全点検

市は市民に対し、地震・津波災害から自らの安全を確保するための対策として、住宅等の安全点検や補強の実施（家屋の耐震化、耐浪化、家具の転倒防止、棚上物の落下防止並びにガラス飛散防止等）について広く啓発活動を行う。

2. 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであるため、市はその制度の普及促進に努める。

第2節 自主防災体制の整備

自主防災体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 消防本部

【基本方針】

地震・津波災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が、災害の拡大を防止するため極めて重要であるので、市は地域住民や事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域や職域における自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。

また市民は、大規模な地震・津波災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る（自助）」、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。

【計画目標】

自主防災組織の整備計画は本節で定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第2章第2節「自主防災体制の整備計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

1. 自主防災組織の育成・指導

市は災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組むこととする。

- 1) 市は、自治会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2) 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。なお、男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成を積極的に推進する。
- 3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- 4) 市は、災害時において自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講ずる。

2. 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火・防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要であり、それが地震・津波発生時には被害を少なくすることにつながるものとなる。

そのため市は、地域住民の防火・防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防災組織として、地域に密着した組織づくりと育成強化に努める。

《個人・家庭、地域、自主防災組織等の役割項目例》		
自主防災体制	平常時	警戒・発災時
個人家庭	<ul style="list-style-type: none"> a. 各個人の日常生活圏の危険性の点検 b. 緊急地震速報や津波警報・注意報などの防災情報の理解の促進 c. 家屋や塀の耐震強化措置 d. 家具の転倒落下防止措置 e. 出火防止体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> i. 耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検 ii. 安全な火気使用環境の確保 f. 初期消火器具の確保と使用訓練 g. 避難所・避難路の確認と安全性のチェック h. 救出用資機材の保管 i. 必要な物資の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> a. 津波からの避難の呼びかけ b. 緊急地震速報や津波警報・注意報などの防災情報の自主的収集 c. 出火防止 d. 初期消火 e. 家族の安否確認(電話は使用しない)及び保護
隣近所	<ul style="list-style-type: none"> a. 高齢者等避難行動要支援者の安全対策の話し合い b. 近所の災害環境の共同監視 c. 救出用資機材の共同管理 	<ul style="list-style-type: none"> a. 隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送 b. 隣近所の出火防止措置 <ul style="list-style-type: none"> i. 隣近所の家庭にガス元栓閉栓よびかけ ii. 高齢者世帯等の出火防止措置 c. 初期消火活動への従事 d. 近所の避難行動要支援者の安否確認 e. 避難行動要支援者の救出・避難誘導
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> a. 家庭、隣近所への防災対策の呼びかけと推進(特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進) b. 危険箇所(point)の点検・除去 c. 避難所・避難路の確認と安全性のチェック d. 救出用資機材(防災資機材)の管理 e. 防災知識の普及 f. 各種防災訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> a. 救出活動の喚起(救出協力者を募る) b. 出火防止措置の喚起 c. 初期消火活動の応援 d. 近所の避難行動要支援者の安否確認の喚起 e. 避難行動要支援者の救出・避難誘導・搬送 f. 避難所の開設・管理運営 g. 給食・給水 h. 救助物資の分配に関する協力

第3節 企業等防災対策の促進

企業等防災対策の促進

- 総務課防災危機管理室
- 商業観光課 企業立地課
- 消防本部

【基本方針】

企業等は災害時に果たす役割(人命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

【計画目標】

地震・津波災害に対する企業防災等の整備計画は、本節に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第2章第3節「企業等防災対策の促進計画」に準ずる。特に、市は次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

1. 防災訓練

市は、防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等を呼びかける。

2. 事業継続計画(BCP)の普及啓発

市は、企業等に対して、企業等の事業継続計画の策定の普及・啓発に努める。

3. 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を図るため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

4. 企業の防災に係る取り組みの評価

市は、企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により企業の防災力向上に努める。

5. 金融的支援

市は、一般災害対策：第Ⅳ編第4章第1節「金融措置」により支援を行う。

第4節 防災知識の普及

防災知識の普及

- 総務課防災危機管理室
- 学校教育課 生涯学習課
- 消防本部

【基本方針】

地震・津波災害に強いまちづくりを推進するため、市及び自主防災組織、防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し地震・津波発生時の危険性を周知させるとともに、家庭での予防・安全対策、地震・津波発生時に取るべき行動、避難所での行動等防災知識の普及・啓発を図る。また、市及び県、防災関係機関等は、相互に密接な連携を保ち単独または共同して職員に対し防災教育を行う。

特に、地震及び津波については内陸直下型の地震による揺れ方とこれに伴って想定される被害の態様、海洋型プレート地震に伴う揺れ方とこれに伴った津波の態様などの違いについて、専門技術者による講習会への参画なども踏まえつつ次のような事項について周知・徹底を図る。

- 1) 我が国の沿岸は、どこでも津波が来襲する可能性があること。
- 2) 強い地震（震度4程度）を感じたときや弱い地震であっても長時間ゆっくりとした横揺れを感じた場合には、津波来襲の可能性があるため、ただちに海岸線や河口域から離れ高台や高層ビルに自主避難する必要があること。
- 3) 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波からはじまる可能性があること。また第二波、第三波などの後続波の方が津波の高さとして大きくなるケースがあること。
- 4) 津波の危険性は、強い揺れを体感しなくても津波が押し寄せてくる津波地震や遠地地震によるケースがあること。
- 5) 津波浸水に対するために、沿岸地域では常に津波浸水による孤立や緊急避難行動を想定し、3日分の食糧、飲料水等の自己備蓄や非常持出し品等の常時の整備が必要であること。
- 6) 避難行動が遅くなり地域内にとり残されがちな避難行動要支援者を、早期かつ安全に避難させるためには、地域一体となった共助活動が最も重要な役割を果たすこと。
- 7) 海洋型の地震は一般的にゆっくりとした強い横揺れが長時間続くことが多く、揺れが収まった段階で津波が来襲するケースも考えられるため、警報や注意報の発令とともに起こす具体的な避難行動について、家族や隣近所とあらかじめ決めおき、迅速な避難行動に移ることができる体制を構築しておくこと。

※以上、県地域防災計画第4節津波災害予防第6防災知識の普及、訓練の実施から抜粋し加筆・修正

【計画目標】

地震・津波災害に関する防災知識の普及計画は、本節に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第2章第4節「防災知識普及計画」に準ずる。

【第Ⅴ編 地震・津波災害予防計画】

第3章 第4節 防災知識の普及

なお、防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

第5節 防災訓練の充実

防災訓練の充実

□総務課防災危機管理室
□消防本部 □防災関係機関

【基本方針】

市及び防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加と、その他関係団体や避難行動要支援者も含めた地域住民等とも連携した、各種災害に関する訓練を実施するものとする。

特に、南海トラフにともなう巨大地震については、内陸直下型地震と比較すると極めて長時間にわたる大きな横揺れと、強い地震動にともなった災害だけではなく、来襲する津波災害に対する注意が必要である。これらのことから、市は地震・津波災害の発生するケースを区分したうえで、その態様や危険性を周知・徹底することにより、住民に対し被害軽減と安全確保の方策等について、定期的な防災訓練等を通じ指導・助言をしていくものとする。

【計画目標】

地震・津波災害に対する防災訓練計画は、本節に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第2章第5節「防災訓練計画」に準ずる。

1. 総合防災訓練

市は、国や県の地震に関する防災アセスメント検討結果に基づき、いくつかの地震・津波災害のパターンと予想される被害を想定しつつ、これらに基づいた警戒避難体制の立ち上げ、避難情報に関する伝達訓練並びに避難誘導や応急対策活動について、一連の流れとして防災訓練を実施する。なお、市は総合防災訓練の計画にあたっては関係機関や事業所等にも訓練の実施について周知し、市単独訓練としてではなく地域としての総合防災訓練となるよう、国や県、関係機関と調整のうえで実施することが望ましい。

2. 各種訓練

市は総合訓練のほか、以下の各種訓練の実施について検討する。

《各種訓練の内容》

- a. 応急対策計画確認訓練
- b. 組織動員訓練
- c. 非常通信訓練
- d. 消防訓練
- e. 水防訓練
- f. 医療救護訓練
- g. 被災建築物応急危険度判定訓練

3. 住民の訓練

市及び防災関係機関は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、避難行動要支援者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

《各種訓練の内容》

- a. 出火防止訓練
- b. 初期消火訓練
- c. 避難訓練
- d. 応急救護訓練
- e. 災害図上訓練

4. 防災訓練に際しての留意点等

訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

5. 地域の特性に応じた必要な訓練

本市は河川上流の内陸部と交通結節点となっている市街地、さらに臨海部と多様な地域特性を有していることから、市はこれらの地域特性と予想される災害特性を考慮した訓練計画を住民と連携しつつ実施するように努める。

第6節 市民の心得

市民の心得

□総務課防災危機管理室
□消防本部 □防災関係機関

【基本方針】

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

【計画目標】

地震・津波発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1. 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- 1) 家の中の安全な箇所、非常持出用袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- 2) がけ崩れ、津波に注意する。
- 3) 建物の補強、家具の固定をする。
- 4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- 5) 飲料水や消火器の用意をする。
- 6) 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
- 7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- 8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- 1) まずわが身の安全を図る。
- 2) すばやく火の始末をする。
- 3) 火が出たらまず消火する。
- 4) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- 5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- 6) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- 7) 避難は原則として徒歩とし、持物は最小限にする。
- 8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- 9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- 10) 秩序を守り、衛生に注意する。

(3) 地震発生時の外出時の心得

- 1) 住宅地

路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹など）に注意する。

2) 繁華街

窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。かばんなどで頭を保護して避難する。

3) 山・丘陵地

落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。

4) 屋内

あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

2. 職場における措置

(1) 平常時の心得

- 1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- 2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- 3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- 4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 5) 特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- 1) すばやく火の始末をすること。
- 2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- 3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- 4) 正確な情報を入手すること。
- 5) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- 6) エレベーターの使用は避けること。
- 7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3. 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- 1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急通行車両の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させること。
- 2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- 3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

- 1) 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難には原則として車を使用しないこと。

第4章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 応援体制等の整備

応援体制等の整備

- 総務課防災危機管理室
- 消防本部 自衛隊

【基本方針】

大規模な地震・津波災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的あるいは専門的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時から応援体制を整備しておくものとする。

【計画目標】

地震・津波災害時の応援体制整備計画は、本節に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第1節「応援体制等整備計画」に準ずる。市は次のような応援体制について整備に努めるものとする。

1. 市町村間等の相互協力体制の整備

地震・津波災害の大きな特徴として広域での被害の発生が挙げられる。特に周防灘に面する本市では、海洋型の巨大地震が発生した場合には津波による被害を想定しておく必要があることから、市は平常時から隣接市町村と地震や津波に関する情報の相互共有も含めた協力体制を確立しておくよう努める。

2. 市・県と自衛隊との連携体制の整備

地震・津波災害は広域かつ甚大な被害となることが予想されるため、市は平常時から県や自衛隊との相互支援体制を構築しておく。

3. 防災関係機関の連携体制の整備

- 1) 警察（福岡県警察本部）
- 2) 消防機関（消防本部、京築広域消防本部など）
- 3) 食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制

4. 応援活動のための体制整備

- 1) 支援活動の準備
- 2) ボランティアとの連携体制の充実

5. 航空機による相互応援体制

6. 活動拠点の指定

第2節 防災施設・資機材等の整備

第1項 災害対策本部体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室
第2項 防災拠点施設等の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 防災食育センター <input type="checkbox"/> 財政課

【基本方針】

市は、地震・津波災害に関する応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努めるものとする。

第1項 災害対策本部体制の整備

【計画目標】

市は、警戒段階あるいは発災段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

1. 初動体制の整備

市は、それぞれの部門において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話（携帯メール）など参集途上で情報収集活動並びに情報の統括・分析あるいは伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が代替性をもって実施できるよう図上演習等を踏まえながら検討し、より効果的な参集訓練等の実施に努めるものとする。さらに、それぞれの部門の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に初動対応の重要性などを周知・徹底するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について周知・徹底を図るものとする。

2. 登庁までの協議体制の整備

市は、勤務時間外に地震・津波災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。そのため、迅速・確実な連絡が可能となるように幹部職員に防災行政無線（携帯無線）、あるいは衛星携帯電話、携帯電話（災害時優先電話仕様）の配備を推進するものとする。

3. 市災害対策本部室等の整備

市は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行うものとする。

1) 災害対策本部の代替施設

大規模な地震や大津波により本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合

に、災害対策本部機能を代替する施設

- 2) 耐震性を備えた自家発電機（無停電電源装置の整備）
- 3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保
- 4) 情報を統括・分析する情報担当への情報集約・伝達方法の確立、機材整備
- 5) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備
- 6) 応急対策用の大判地図や書き込み・消去が可能なコーティング地図の整備等

第2項 防災拠点施設等の整備

【計画目標】

地震・津波災害時の防災拠点等の整備計画は、本項に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第2節「防災施設・資機材等整備計画」に準ずる。

1. 防災中枢機能及び防災拠点施設等の確保・充実

市及び防災関係機関は、災害対策本部が設置される市庁舎等それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実や災害に対する安全性の確保、さらには総合的な防災機能を有する代替施設・拠点の整備に努める。その際、発災時の移動手段の確保や停電対策、並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備にも配慮するものとする。

また、地震・津波災害時に各地域の災害対策活動の拠点となり得る施設についても、防災拠点としての整備に努める。その際、施設の耐火・耐震対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えることを考慮する。

2. 災害用臨時ヘリポートの整備

災害用臨時ヘリポートの整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第2節「防災施設・資機材等整備計画」に準ずる。

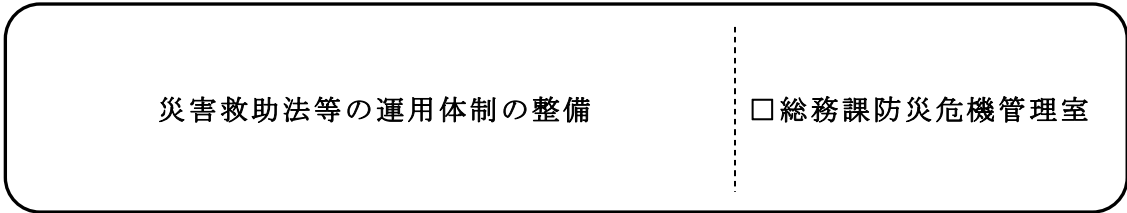
3. 備蓄物資の整備

市及び防災関係機関は、大規模な地震・津波災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む）を整備するものとする。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、国、県、その他関係機関、及び市民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他機関との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定めるものとする。

なお、詳細は一般災害対策：第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

第3節 災害救助法等の運用体制の整備



【基本方針】

大規模な地震・津波災害が発生した場合は、通常、災害救助法が適用されるが、市の担当者がその運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともにマニュアルを整備しておくものとする。

【計画目標】

1. 災害救助法の運用習熟計画

(1) 災害救助法運用要領の習熟

市は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助法実務研修会等

市の担当者は、県の行う災害救助法実務研修会や自己研さん等により、その内容に充分習熟しておくものとする。

(3) 必要資料の整備

市は、「災害救助の運用と実務」（災害救助実務研究会編）、市細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

2. 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にして、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。

第4節 津波災害予防体制の整備

津波災害予防体制の整備

□各課

□消防本部

□防災関係機関

【基本方針】

大規模な地震発生に伴う大津波を防御することは極めて困難なため、「逃げる」ための避難対策（ソフト対策）を推進し、「防ぐ」対策（ハード対策）でこれを支援・補強するものとする。

【計画目標】

津波予防対策として、過去の被害状況や県がアセスメント調査を行った「浸水予想図」などを参考として、ハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせた津波防災地域づくりを検討するものとする。また、沿岸市町村である本市は、避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成・周知に努めるほか、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1. 津波災害予防対策のための基本的な考え方

(1) 津波の想定

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- 1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

(2) 津波災害予防対策の基本的な考え方

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・緊急避難施設等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずるよう努めるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるよう努めるものとする。

2. 津波に対する防災予防体制の整備

(1) 基本指針

市は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

る。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。

(2) マニュアルの整備

市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3. 避難体制の整備

(1) 避難行動の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討にあたっては、警察と十分調整を図るものとする。

(2) 避難誘導時の安全の確保

市は、消防団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とするものとする。特に、水門の閉鎖については、操作する者が津波の被害にあうことがないように、予想される津波到達時間も考慮しつつ、適切な管理にあたるものとする。

(3) 避難場所

市は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。

避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることや津波浸水深以上の高さを有することが重要であり、避難場所として指定された建物建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

市は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建物建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

避難場所においては、男女の性別を考慮し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置などのほか、避難所運営に女性職員を配置することや、避難場所における安全性の確

保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。

(4) 津波避難計画等

1) 津波避難計画の基本方針

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容を住民等へ周知徹底を図るものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・緊急避難施設等や避難路・避難階段の整備・確保など、一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

2) 防災関係職員の被災防止対策

防災関係機関は、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市は、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との情報共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

市は、県や自主防災組織と協働で「避難行動要支援者支援計画」の策定を進め、災害時に地域全体で避難支援できる避難行動要支援者の避難支援体制を構築するものとする。

また、高齢者福祉施設等を利用した広域避難体制の整備を図るため、大規模災害に伴う施設の一時避難等について、県や関係団体等と協議しながら施設間の協力体制を整備するよう努める。さらに、施設機能維持のための備蓄（水、医薬品、非常用電源等）について、県の協力を得ながら推進を図るものとする。

4) 大規模商業施設の避難誘導體制の整備

駅や商業施設、娯楽施設などの不特定多数の者が利用する施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(5) 避難勧告または指示

市長は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。また、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(6) 津波避難対策

市は、県と連携して、地域防災体制の中心となる自主防災組織の整備や防災に関する優れた知識や経験、技能を持った人材の育成、災害ボランティアコーディネーターの育成に取り組み、避難体制の充実化を図るものとする。

また、市は、避難場所のあり方に関し、女性等の意見を反映し、女性や子育て家庭等多様な生活者のニーズに配慮するよう努める。

(7) 備蓄体制の強化

市は、独自で食糧品等の備蓄に努めるとともに、県等の協力を得ながら、備蓄体制の整備を図る。

4. 避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

市は、福岡管区气象台や県、その他関係機関から伝達される津波警報等を住民等に迅速に伝達するため、休日や夜間でも素早く対応できるよう、要員の確保等の防災体制を強化する。

(2) 伝達手段の確保

市は、津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレンや広報車の他、旗などの視覚的伝達方法等多様な手段を整備するとともに、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

なお、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

市長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、市、県及び防災関係機関は連携して、災害情報伝達訓練を企画し実施するものとする。

(5) 津波防災訓練

市は、地域住民に対し、講演会など各種防災啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり避難行動要支援者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(6) 津波避難訓練

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施するよう努めるものとする。

5. 交通対策

(1) 輸送・交通体制の整備

市は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送道路ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に津波災害に対する安全性耐震性の確保に配慮するものとする。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等

の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

市は、県及び警察本部と協力し、信号機、情報板等の道路交通関連施設について津波災害に対する安全性耐震性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また、警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

(2) 道路

道路管理者等は、広域的な整合性に配慮しつつ、津波来襲のおそれがあるところでの津波予想高、津波到達予想時刻に基づく通行規制の実施について、検討を行う。また、津波発生時における住民等の避難の目安とするため、道路標識等への海拔の表示を行う。

(3) 海上交通

第七管区海上保安本部及び港湾・漁港管理者は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(5) 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定めるよう努めるものとする。

6. 防災知識の普及、訓練の実施

(1) 防災知識の普及

市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

市は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

1) 避難行動に関する知識

我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、

迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど

2) 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など

3) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど

4) 家庭での予防・安全対策

3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策など

5) 警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動

6) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(2) 防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は全国的に行われる必要がある。

市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の上で開発するなどして、津波災害と防災に関する住民の理解向上に努めるものとする。

市は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等ができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

また、市は防災関係職員に対しても津波災害に関する研修を実施し、防災対応能力の向上を図るものとする。

(3) 海拔の表示

津波発生時における住民の避難の目安となるよう、道路標識等に海拔の表示を行う。

(4) 津波ハザードマップの整備

市は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。

市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引等に際しても、その内容を理解してもらうよう努

めるものとする。

(5) 街頭における防災知識の啓発

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・緊急避難施設等や避難路・避難階段の位置などを市の至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」を市域の中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(6) 防災訓練の実施

市は、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

7. 津波避難訓練をする際の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、市は、津波避難訓練を行う場合には、できる限り災害遭遇時の社会心理学上の人間の心理、すなわち、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努め、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとし、避難行動を開始するには、その心理特性を取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させる。

また、避難勧告などの情報は実際の被害につながらない場合があることから、それを無視し続ける者が見受けられるが、こうした行動がいつしか大きな被害を直接受けることにつながることを住民に十分に理解させるように努めるものとする。

なお、災害時に働く社会心理学上の人間の心理には以下のものが挙げられる。

(1) 正常化の偏見 (Normalcy bias)

軽微な異変にまで反応すると心の安定が保てなくなるため、人々は心の安定を保つために、軽微な異変は正常範囲内の出来事として処理する心的メカニズム。

例えば、避難勧告が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難勧告が出ていることは、危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが人々は避難しない。人々はこの行動を正当化するため、危険であることはわかるが、今まで避難勧告を無視しても被害に遭遇しなかったので避難しないと考える心的メカニズムである。

例：建物内で非常ベルが鳴っても、従業員の訓練などと思い、すぐに逃げ出そうとする人がいない。

(2) 多数派同調バイアス (Majority synching bias)

今まで迷ったときは周囲の人と同じ行動を取ることによって乗り越えてきた経験に基づき、迷ったときは周囲の人の動きを探りながら同じ行動をとることが安全と考える心理状態。

例えば、避難勧告が発表されても避難しない行動がある。確かに、避難勧告が出ていることは、危険な状態にあり、避難するべきであることはわかっているが、周辺住民が避難しないため、自分は何か思い違いをしているかもしれないと考えて、周囲の人々に同調して避難しない心理状態。

例：建物内で煙が発生しても、周囲の者が逃げようとしめない場合、危険が生じそうでも自分も逃げない心理状態。

(3) 援助行動 (Helping behavior)

目前に生命の危険に曝されている人がおり、自分しかその人を救えない場合に、他の人の利益になるように自分の身の危険を冒してでも助けようとの衝動が自発的に生まれ人を助けるような行動。

例：火事や地震の際に母親が自分の命を犠牲にして子どもの命を救うという行動。

8. 津波に強いまちづくり

(1) 基本指針

市は、新たな土地利用について検討する際に、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用を計画する。また、できるだけ短時間で避難が可能となるように避難場所・緊急避難施設、避難路・避難階段などの避難関連施設を計画的に整備することや、民間施設の活用による避難施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちづくりについて検討していくものとする。

なお、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況により、短時間での避難が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

(2) 浸水想定区域の設定

市は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ津波浸水想定区域を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、津波による浸水実績及び津波浸水想定区域を公表するように努め、安全な土地利用や津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

(3) 都市計画・土地利用計画等との連携

1) 基本方針

市は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

2) 公共施設、避難行動要支援者に関わる施設等について

市は、公共施設、避難行動要支援者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、土地の嵩上げ、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期するものとする。

(4) 津波災害警戒区域等や災害危険区域の指定

1) 区域の指定

市は、人的被害を防止するために、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行うとともに、県により津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域毎に津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。このうち、津波による危険の著しい区域について、県により津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、市は県と連携して必要な措置を講ずるものとする。

2) 区域内の防災対策

ア. 情報伝達体制

市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者に対して、津波発生時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

イ. 避難体制

津波災害警戒区域を含む地区に対して、市長は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者または管理者による避難確保計画の作成、または避難訓練の実施に関し必要な助言または勧告を行い、所有者等の取組みの支援に努めるものとする。

市は、避難場所を整備する場合は、津波からの緊急避難先としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の来襲状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、緊急避難場所と、専ら避難生活を送る避難場所の違いについて、住民への周知徹底を図るものとする。

ウ. 防災関連施設

市は、県と連携して、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

また、災害時に緊急輸送ルートの確保が早期かつ確実に図られるよう、市街地と高

速道路とのアクセス強化等の交通ネットワーク機能の向上や、道路情報ネットワークシステムの構築、道路防災対策等により、安全で機能性の高い道路網の整備に努めるものとする。

9. 津波等災害予防施設の整備

市は、高波、高潮及び津波に対する災害予防施設として、海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震対策の必要性を踏まえ、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

市及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸への浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用についても検討するものとし、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

10. 高圧ガス関係事業所の津波に対する措置

市は、県の実施する高圧ガス関係事業所に対する以下の措置について、県と協議し、協力するものとする。

- 1) 各々の事業所に対して津波に対応した防災マニュアルの策定及び防災訓練の実施の指導
- 2) 地震発生時における県と事業所との連絡体制の整備

11. 大量拾得物の処理

市は、津波により広範囲が被災し、大量の拾得物が発生した場合に、警察の拾得物処理業務に必要な保管場所の確保について、警察と協議し、協力するものとする。

第5節 情報管理体制の整備

第1項	地震・津波等の情報収集体制整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室
第2項	被害情報等の収集管理体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第3項	情報通信施設等の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 情報政策課 <input type="checkbox"/> 財政課

第1項 地震・津波等の情報収集体制整備

【基本方針】

市は防災関係各機関と連携して、地震・津波等における情報管理体制の整備・充実に努める。

なお、災害対策本部等の初動立ち上げ時においては、総括班に情報担当を配置し、災害情報の収集・分析に専従させることなどにより、時間の経過とともに刻々と変化する災害関連情報を適切に管理または最新情報として共有し、災害対策本部各班がより効果的な災害応急活動に入れるよう体制整備に努める。

【現況】

本市及び周辺市町村には、以下の箇所に地震発生時の震度観測点が設置されており、これらの観測データに基づく予報が気象官署や県から市に伝達されてくる。

観測点名	所管
行橋市中央	福岡県
苅田町若久	福岡管区気象台
苅田町消防本部	福岡県
みやこ町勝山上田	福岡県
みやこ町豊津	福岡県
みやこ町犀川本庄	福岡県
築城町築城	福岡県
香春町高野	福岡県

【計画目標】

気象官署等から発せられる地震情報や津波予報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

1) 津波危険に対する避難勧告等の基準の把握と習熟

職員は、津波に対する警戒呼びかけや避難勧告・指示の基準を把握するとともに、津波予報の種類等の習熟に努める。

2) 地震・津波予報等の受信伝達体制の整備

市は情報受信並びに伝達を迅速・的確に行うための体制を整備するとともに、全国瞬時警報システム（J-Alert）などを活用しつつ住民への即応性ある情報の伝達に努める。

3) 情報活用能力の向上

市は、気象官署や観測機器等から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、職員の情報の読み取り・判断能力を研修や自己研さん等により向上させるものとする。

第2項 被害情報等の収集管理体制の整備

【計画目標】

1. 情報の収集連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、地震・津波による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。また、その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

2. 初動期における人命の安全確保情報の収集管理体制の整備

1) 初動期には、人命の安全確保を第一目的として主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

ア. 要救出現場数

イ. 出火件数

ウ. 被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）

エ. 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

2) 市及び防災関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために以下の体制を整備するものとする。

ア. 職員の居住区を考慮した情報収集担当地域体制等の整備

イ. 参集職員からの被害情報の集約並びに迅速な情報解析・分析体制の整備

ウ. 住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備

エ. 関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

第3項 情報通信施設等の整備

【計画目標】

情報通信施設等の整備は、一般災害対策：第II編第3章第5節「情報通信施設等整備計画」に準ずる。なお、整備にあたっては、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、次に示すような情報通信手段や施設及び運用体制の整備強化を推進する。また、非常用電源設備（無停電電源設備）を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある堅固な高所への設置等を図る。

《災害時に使用する主な通信手段》	
種 類	使用不能となる場合・特徴
防災行政無線(地上系)	a. 停電時には非常電源で機能。 b. 使用不能(輻輳等)になりにくい。
防災行政無線(移動系)	a. 使用不能(輻輳等)になりにくい。
防災行政無線(衛星系)	a. 停電時には非常電源で機能。 b. 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
M C A 無線 (ふくおかコミュニティ無線)	a. 停電時には非常電源で機能。通信範囲が広い。 b. 使用不能(輻輳等)になりにくい。
N T T 加入電話(一般)	a. 輻輳時には通信制限がかかる。 b. 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 c. 停電時には交換機が停止しなければ使用可。
I P 電話	a. 輻輳時には通信制限がかかる。 b. 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 c. 停電時には使用不可。
携帯電話(一般)	a. 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 (メール通信は比較的有効) b. 中継局の設備破損や停電時は不通。 (数時間は予備バッテリーで機能)
衛星携帯電話	a. 一般的に輻輳しにくい。 b. 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。 c. 山陰等の地形障害を受けやすい。
(災害時有線電話) N T T 加入電話 携帯電話	a. 回線輻輳時の発信が優先的になされる。

第6節 広報・広聴体制の整備

広報・広聴体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 情報政策課 地域福祉課
- 介護保険課 消防本部

【基本方針】

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

また、避難行動要支援等に対する情報提供が的確に行えるよう体制の整備を進める。

【計画目標】

地震・津波災害時における広報・広聴体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第6節「広報・広聴整備計画」に準ずる。

第7節 二次災害の防止体制の整備

第1項 震災消防体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項 余震・降雨等に伴う二次災害防止体制整備	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 建築政策課 <input type="checkbox"/> 農林水産課
第3項 危険物施設等災害予防計画	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 警察

【基本方針】

市及び防災関係機関は、余震、降雨あるいは津波浸水等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物や被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など、体制強化のための施策を推進するものとする。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。

第1項 震災消防体制の整備

【計画目標】

地震・津波災害時における消防体制の整備は、本項に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第5節「火災予防計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

1. 活動体制の整備・拡充

市及び消防本部は、初動及び活動体制を確保するため、消防署所等の整備、無線通信情報システムのデジタル化及び個人携帯用無線機の装備等の整備を進める。

2. 消防水利等の強化

- 1) 市及び消防本部は、地震・津波による火災に備え消火栓のみに偏らないよう、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利の活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置について検討する。
- 2) 市及び消防本部は、消防水利の不足、または道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び消防資機材の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3. 市、消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から市及び消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、被害区域

の想定及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

4. 市町村相互の応援体制の強化

市は、地震・津波災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し近隣市町などと応援協定を結び、相互に応援するように努める。

5. 火災予防査察の強化

市は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

6. 住市民に対する啓発

市及び消防本部は、地震・津波発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備、火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器(住警器)についても設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきりまたは一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施するよう努める。

第2項 余震・降雨等に伴う二次災害防止体制整備

【計画目標】

(1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

市は、平常時から余震・降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者(コンサルタント、県・市町村職員 OB など)の登録等を推進するものとする。

(2) 資機材の備蓄・活用

市は、災害現場における応急対策時の二次災害を防止するために必要な資機材を平常時より準備しておくとともに、その適切な使用方法等についての習熟に努める。

(3) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

市は、地震や津波浸水により被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした、被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

(4) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

第3項 危険物施設等災害予防計画

【計画目標】

地震・津波災害時における危険物施設等の予防対策は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第7節「二次災害の防止体制整備計画」に準ずる。

第8節 救出救助体制の整備

救出救助体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 消防本部

【基本方針】

地震・津波による震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者、あるいは津波により流出した倒壊家屋の中に閉じ込められた者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材の整備を図る。

【計画目標】

1. 救出救助体制の整備

(1) 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後や津波来襲直後における倒壊家屋や流出家屋等の生き埋め者や閉じ込められた者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠する部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震・津波時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

また市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(2) 市及び消防本部における救出救助体制の整備

市及び消防本部は、地震・津波時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

(3) 津波災害に対する救出救助体制の整備

津波による災害は、海岸域や河口域を中心として低地の広範囲におよぶおそれがあるため、市並びに消防本部は各関係機関と、平常時から津波浸水地域における救出救助方法等について協議しておき、迅速な救出が行える救助体制の確立に努める。

2. 救出用資機材の整備

市及び消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材の計画的な整備に努める。また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備するほか、津波災害については津波浸水のおそれのある沿岸地域等への応急対策のためのゴムボートや水上艇整備等について検討しておく。

3. 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び消防本部は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

4. 避難行動要支援者に対する救出救護体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

5. 医療機関との連携体制の整備

市及び県、消防機関は、医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の整備を行う。また、地震・津波災害では同時多発的に多数の死傷者の発生が予想され、その症状も多岐にわたることが予想されるため、国・県等の関係部局と連携した緊急医療救護チーム（DMAT）等の応援要請手順、あるいはチームの受入れ体制等について、平常時から検討しておく。

第9節 避難体制の整備

第1項	避難誘導體制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 介護保険課
第2項	避難所の整備及び周知	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 各施設所管課 <input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 土木課
第3項	学校・病院等における避難計画	<input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 子ども支援課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 施設管理者

【基本方針】

市は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、安全かつ的確に避難行動・活動が行えるよう必要な体制を整備しておくとともに、避難所・避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図るものとする。

第1項 避難誘導體制の整備

【計画目標】

地震・津波災害時における避難誘導體制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準ずるが、地震発生直後の避難の勧告・指示の大部分は津波に対するものであるため、津波に対する避難の勧告等の基準に習熟しておくものとする。

また、特に次の点に留意する。

1. 避難誘導計画の作成と訓練

市は災害発生時において、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難誘導計画をあらかじめ作成しておき、それに基づいた訓練を積極的に実施していく。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難の長期化について考慮しておくものとする。

- 1) 避難準備情報、避難勧告または指示等を行う基準、その伝達方法
- 2) 避難勧告等に係る権限の代行順位
- 3) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 4) 避難所への経路及び誘導方法
- 5) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

2. 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

- 1) 避難支援計画の策定

市は高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）や

県が作成した「災害時要援護者支援対策マニュアル」（平成17年9月）等を参考としつつ、「行橋市避難行動要支援者支援計画」に則り、個別支援計画の策定に努める。

2) 地域住民等の連携

市は民生委員・児童委員や自主防災組織（自治会）をはじめとする地域住民の協力を得つつ、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等を行い、避難行動要支援者の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

第2項 避難所の整備及び周知

【計画目標】

地震災害における避難所等の整備計画は、本項に定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準ずる。

1. 避難所の整備・点検

(1) 整備・点検の留意点

市は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、避難単位、地形、災害に対する安全性（耐震性、津波浸水、危険物施設の位置）等及び想定される地震や津波の態様に応じ必要な数・規模の避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。なお、必要と認める場合には避難路についても検討する。

避難所の整備・点検に際しては以下の点を考慮する。

- 1) アクセスが容易である。
- 2) 住民等が良く知っている施設等である。
- 3) 危険物施設等が近くにない。
- 4) 津波・浸水等の被害のおそれのない場所である。
- 5) 施設（耐震性・耐浪性がある）及び避難路が安全である。
- 6) 人員・物資の輸送車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接している。
- 7) 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能）。
- 8) 冷暖房設備の有無、バリアフリー化の状況（物理的障壁の除去が可能）。

(2) 福祉避難所の指定

市は、避難行動要支援者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

(3) 緊急避難施設の指定

周囲に高台等がない地域では、堅固な中高層建物の中・高層階や高架駅等を避難所に利用するため、施設所有者（管理者）に協力を求め、緊急避難施設としての指定に努める。

2. 避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と避難所との間の連絡手段を確保するため、通信機器等による連絡手段の整備や伝達ルート多重化に努める。

(2) 施設等の整備

避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット等のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に配慮したパーティション等、避難所運営に必要な施設等の整備に努める。

(3) 避難所の管理・運営体制整備

- 1) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、確実な避難所開設が行えるよう複数箇所での鍵管理体制を整備する。
- 2) 避難所の運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。

(4) 地域の防災拠点としての機能の整備

市は、指定した避難所のうち必要と認められるものについては、地域の防災拠点としての機能を整備する。

3. 避難所の住民への周知

阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の避難所を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われ、情報連絡に支障をきたしたといわれている。また、東日本大震災では住民が想像していなかった範囲に大津波が到達して広範囲が浸水（冠水）したため、避難所が長期孤立または使用不能の状況となるなどして、地域として統制のとれた避難収容活動ができなかった。そのため、市は、これらの災害の教訓を踏まえつつ、避難所について平常時から住民に対し以下の方法で周知徹底を図る。

- 1) 市の広報誌やホームページによる周知
- 2) 案内板等の設置による周知
 - ア. 誘導標識
 - イ. 避難所案内図
 - ウ. 避難所表示板
 - エ. 災害の態様に応じた避難所の使用適性
- 3) 防災訓練による周知
- 4) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- 5) 避難計画に基づく避難地図(防災マップ等)の作成、配布による周知
- 6) 自主防災組織等を通じた周知

第3項 学校・病院等における避難計画

【計画目標】

地震・津波災害における学校、病院等の避難計画は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準ずる。

第10節 交通・輸送体制の整備

交通・輸送体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 財政課 土木課

【基本方針】

市は、関係機関と連携して、地震・津波災害時に被災者の避難や応急対策用資機材、救助物資等の輸送に必要な車両等の整備に努め、併せて輸送施設、輸送路等の整備を平常時より進めておく。

【計画目標】

地震・津波災害時における交通・輸送体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第9節「交通・輸送体制整備計画」に準ずる。

第11節 医療救護体制の整備

医療救護体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 地域福祉課 消防本部
- 医師会

【基本方針】

大規模な地震・津波災害発生時には、局地的または広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

【計画目標】

地震・津波災害時における医療救護体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第10節「医療救護体制整備計画」に準ずる。

第12節 避難行動要支援者安全確保体制の整備

避難行動要支援者安全確保体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 地域福祉課
- 介護保険課
- 情報政策課
- 子ども支援課
- 商業観光課
- 消防本部

【基本方針】

近年の災害では、高齢者や傷病者、障がい者などの、避難行動要支援者が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。

そのため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）や県が作成した「災害時要援護者支援対策マニュアル」（平成17年9月）等を参考とし策定した「行橋市避難行動要支援者支援計画」に則り、校区毎の避難行動要支援者に関する現状把握を含め、高齢者や障がい者、未来を担う子ども達等の安全確保に努めるとともに地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指す。

【計画目標】

地震・津波災害時における避難行動要支援者の安全確保体制整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第11節「避難行動要支援者安全確保体制整備計画」に準ずる。

第13節 災害ボランティアの活動環境等の整備

災害ボランティアの活動環境等の整備

地域福祉課

社会福祉協議会

【基本方針】

大規模な地震・津波災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、受け入れ体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努めるものとする。

【計画目標】

地震・津波災害時における災害ボランティアの活動環境等の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第12節「災害ボランティアの活動環境等整備計画」に準ずる。

第14節 物資等の調達・供給体制の整備

物資等の調達・供給体制の整備

- 上水道課
- 総務課防災危機管理室
- 福祉部各課 農林水産課
- 商業観光課 学校教育課
- 防災食育センター
- 避難所所管課

【基本方針】

災害発生直後は、交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのため、大規模な地震が発生した場合の津波も含めた被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

なお、備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置や収容人員等を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

【計画目標】

1. 給水体制の整備

地震・津波災害時における給水体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。また、水道施設の耐震化・耐浪化及び地震・津波に強い水道施設の整備計画に関しては、本編第2章第2節「施設・構造物等の安全化」に基づき対策を進める。

2. 食糧供給体制の整備

地震・津波災害時における食糧供給体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

3. 生活必需品等供給体制の整備

地震・津波災害時における生活必需品等の供給体制整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

4. 機材供給体制の整備

地震・津波災害時における機材供給体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

第15節 住宅の確保体制の整備

住宅の確保体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 建築政策課

【基本方針】

地震・津波等の大規模災害が発生した場合に、住家の流出や損壊等により長期の避難が必要となることが多く、民生安定のためには仮設住宅等の確保が重要となる。そのため、市は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

【計画目標】

地震・津波災害時における住宅確保体制の整備計画は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第14節「住宅の確保体制整備計画」に準ずる。

第16節 保健衛生・防疫体制の整備

保健衛生・防疫体制の整備

- 環境課
- 学校教育課
- 農林水産課

【基本方針】

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、保健福祉環境事務所や家畜保健衛生所等の関係機関との連携・協力のもと、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

【計画目標】

地震・津波災害時における保健衛生や防疫体制の整備計画は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第15節「保健衛生・防疫体制整備計画」に準ずる。

第17節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備

ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備 環境課 下水道課

【基本方針】

地震や津波浸水など大規模な災害が発生した場合には、大量のごみや災害廃棄物が発生するとともに、平常時体制でのし尿処理が困難になるなどの問題が生じやすい。そのため、地震や津波による災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ、し尿、建物の消失・倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等を適正に処理する体制を整備する。

【計画目標】

地震・津波災害時におけるごみやし尿、災害廃棄物等の処理体制整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第16節「ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画」に準ずる。

第18節 帰宅困難者支援体制の整備

帰宅困難者支援体制の整備

各課

消防本部

防災関係機関

【基本方針】

市街地周辺には、多くの企業や学校などの人々が集まる施設が集積しており、日々、周辺地域から多くの人々が通勤、通学、買物等で流入している。そのため、市街地及びその周辺で大規模地震が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。

市は、大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、県及び関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

【計画目標】

大規模地震が発生し、多くの人々が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。そのため、市民の生命と都市機能を守る危機管理の体制づくりの視点から、総合的な帰宅困難者対策を推進していく。

1. 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

2. 想定される事態

(1) 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから、無統制な群衆となって交通機関の主要駅等へ殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。また、一時休息や情報収集ができる場所にとらえ、多くの人々が公共施設や大規模民間施設に集まってくることが予想される。

(2) 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動がとられることによる交通の支障や、沿道での水、食糧、トイレ等の需要の発生など帰宅経路における混乱も予想される。

(3) 安否確認の集中

地震発生直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。

特に、市には、安否等の確認の電話が殺到し、災害応急対策活動に支障が生じることも考えられる。

(4) 水、食糧、毛布などの需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。この際、職場等において水、食糧、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

3. 帰宅困難者対策の実施

(1) 基本的考え方

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援、主要駅等での混乱防止など、多岐にわたるものである。

このため、まず、企業や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、適切な措置を行い、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するものとする。

また、市は、協定等を締結している企業等と連携し、発災時における交通情報の提供、水の提供やトイレの利用等の支援体制の構築を図っていくものとする。

(2) 市の対策

1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

ア. 道路情報の収集伝達体制の構築

イ. その他の情報収集伝達体制の構築

2) 帰宅困難者の安否確認の支援

消防本部の防災メールや、福岡県の「防災メール・まもるくん」等のメール配信システムによる安否確認の支援や、通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるように普及啓発に努める。

3) 避難場所の提供

市は、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を、一時的に収容する施設提供に努める。

4) 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

5) 企業、通勤者等への意識啓発

インターネットや広報誌等を通じ、企業や通勤者等に対して、あらかじめ事前の帰宅困難対策や、災害発生時の帰宅困難対策の重要性、地震発生時には、徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があることや、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備についてリーフレットの配布や企業と合同の帰宅困難者対策訓練等を通して意識啓発に努める。

6) 企業、学校等における対策の推進

企業や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、適切な措置を行うため、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

7) 観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の避難場所の確保や輸送対策等の体制作りに努める。

(3) 帰宅困難者の心得

発災直後は、市の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、主要駅等における多数の帰宅困難者の行動を、行政機関が直接誘導することは極めて困難であり、帰宅困難者が無統制な群衆となって、パニック発生の大きな要因となったり、二次災害が発生したりするおそれがある。

このため、地震・津波発生時に、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、市民や事業者に対して、自助共助の観点から、下記の心得の普及を図る。

1) むやみに移動を開始しない

帰宅するには、余震で倒壊の可能性がある家屋や、火災発生地域、延焼の可能性がある地域等を迂回しながら帰らなければならず、正確な情報を入手せず、むやみに移動を開始すれば、逆戻りするなど、無駄に体力を消耗することもある。

2) まず安否確認をする。

福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」による安否確認や災害用伝言ダイヤル171等の通信事業者等が行う安否情報等を活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動ができるよう気持ちを落ち着かせる。

3) 正確な情報により冷静に行動する。

公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら判断する。

4) 帰宅できるまで帰宅困難者同士が助け合う。

一時待機できる屋内施設においては、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）を優先して収容する。

5) 事業者は、共助の考え方のもと可能な範囲で一時的に待機できる場所等の提供を行う。

事業者は、帰宅困難者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、協定締結等により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置に協力し、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。その際は、避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対し優先して提供を行う。

4. 関係機関等の役割

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるため、行政のみでは対応できない事態が想定される。

このため、帰宅困難者に関連する全ての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。

また、帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等についても、平常時からの一人ひとりの備えも重要である。

第19節 地盤の液状化災害予防計画

地盤の液状化災害予防計画

各課

消防本部

防災関係機関

【現況】

地盤の液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、広く一般に認識されたところである。兵庫県南部地震(1995年)においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

県の地震防災アセスメント調査における液状化判定では、本市の山地、丘陵地を除く低平地の広い範囲で液状化被害を生じるおそれがあり、このうち行橋・行橋南・行橋北校区の一部は危険度が極めて高い判定結果となっている。

【計画目標】

市並びに防災関係機関は、地盤の液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたっては、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

1. 地盤の液状化対策の調査・研究

市並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、地盤の液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

2. 地盤の液状化の対策

地盤の液状化の対策としては、大別して下記のことが考えられる。

(1) 液状化発生の防止(地盤改良)

地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

(2) 液状化による被害の防止(構造的対応)

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

(3) 代替機能の確保(施設のネットワーク化)

施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

3. 地盤の液状化対策の普及・啓発

市並びに防災関係機関は、地盤の液状化対策の調査・研究に基づき、市民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。